

平成22年9月26日

社団法人千葉県社会福祉士会

会長 神山裕也 殿

監事 君和田豊

「公益法人制度改革への対応提案書」

記

平成22年9月26日開催の平成22年度第5回理事会において検討がなされている公益法人制度改革への移行対応について、社団法人千葉県社会福祉士会定款第13条に定める監事職務に基づき、本会の財産並びに会計状況の見地から、公益法人制度改革への対応について意見具申致します。

なお本意見については監事職務に基づく意見であるものの個人の見解にすぎないため、理事会の議決に基づく会務への執行については、いかなる制約にもならないことを念のため申し添え致します。

1.新公益法人制度施行に伴う移行について

- ◇ 既に承知の通り、公益法人に関する制度改革が行われ、平成18年12月より公益法人制度改革関連の新3法が施行されています。新法の施行後は、現在の公益法人は、5年以内に「公益社団・財団法人」か「一般社団・財団法人」に移行することが求められています（新公益法人制度の詳細は、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/) を参照ください)。
- ◇ この新公益法人制度への対応のため、既に当会の本部団体である社団法人日本社会福祉士会では「公益社団法人」の認定を目指して、今後の検討を進めてゆくこととなり、本会を含む都道府県支部会に対しても公益社団法人への移行を促す本部決定がなされていることと思います。
- ◇ この様な状況に基づき、平成19年度事業報告および平成20年度事業計画以降の監事職務（現在2期目）から、19年度以降の会務の財産並びに会計状況を監査してきた実績により、「公益社団法人」の認定申請を行うに足る申請書類の準備等までの総合的な状況について、ガイドラインや申請書類の手引き等により、制度の詳細が明らかになるにつれ、本会については「公益社団法人」に移行することのメリットが大きくないことが判明いたしました。
- ◇ 「公益社団法人」と「一般社団法人」とでは特に税制面で大きな差があり、当初は「公益社団法人」の方が有利と考えておりましたが、最終的には、本会の場合、その差は大きくないと思われます。
- ◇ 一方で、「公益社団法人」に移行する場合の大きなリスクとして、将来、何らかの理由で公益認定が取消された場合は、それまでに蓄えてきた本会の財産の多くを「公益目

的財産残額」として他の公益法人等に贈与しなくてはなりません。具体的には、例えば、事務局の人材不足等で煩雑な書類の提出が期日までにできなかった場合や、法人自らの理由で認定を取り下げた場合も同様の扱いとなります。

- ◇ 本会が、公益認定を受け「公益社団法人」となれば、社会的な信用も一層高まるであろうことは確かに喜ばしいことです。一方で、常に認定取消しのリスクと隣合せの運営を余儀なくされます。さらに万が一、認定取消しとなった場合には、本会は財産の多くを失い、会の運営そのものが成り立たなくなる懸念があります。
- ◇ 当職としては、こうした事情を踏まえつつ、いずれの法人に移行すべきかの慎重な検討の結果、財産並びに会計上の見地から、以下の点を法人移行の案としてご提案致します。

2.法人移行(案)

- (1) 「公益社団法人」と「一般社団法人」のそれぞれのメリット・リスクから、総合的に判断し、本会はず「非営利型一般社団法人」に移行する。
- (2) 「非営利型一般社団法人」に移行後、他の支部の移行状況や、関連職種の「公益社団法人」の設置動向に注視し、また、それぞれの法人の運営に必要な事務作業の負担等を鑑み、必要が認められる段階で、「公益社団法人」への移行を選択する。

以上の経緯について、本会はず「非営利型一般社団法人」に移行することをここに意見具申致します。